

事務連絡
令和2年6月4日

厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 担当者 殿

厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令等について（情報提供）

水道行政の推進については、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

計量法（平成4年法律第51号）において、取引又は証明において使用される水道メーターのうち口径が350ミリメートル以下のものは特定計量器として、計量法に基づく規制と適切な使用が求められているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、経済産業省が「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令」（以下「特例省令」という。）を定め、令和2年6月1日に施行されましたのでお知らせいたします。この特例省令では、令和2年4月から同年7月までに検定証印等及び装置検査証印の有効期間が満了となる水道メーターについては、その効力が当該年月から6ヶ月間延長されることが規定されています。

なお、厚生労働大臣認可水道事業者及び各都道府県水道行政担当部局には、別途、情報共有していることを申し添えます。

以上

<参考>

【省令】新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令（経済産業五二）

<https://kanpou.npb.go.jp/20200529/20200529t00072/20200529t000720002f.html>

【告示】新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令の規定に基づく経済産業大臣が定める期間を定める件（経済産業一二一）

<https://kanpou.npb.go.jp/20200529/20200529t00072/20200529t000720003f.html>

【本件問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課技術係
電話 03(5253)1111（内線4008）